#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	労働者の雇用契約終了後の競業避止義務からの離脱: アメリカ雇用契約法理の展開
Sub Title	Theories relating to rescissions by employees of post-employment non-competition agreements in the U.S.A.
Author	内藤, 恵(Naito, Megumi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1994
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.67, No.2 (1994. 2) ,p.1- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19940228-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 労働者の雇用契約終了後の競業避止義務からの離脱

――アメリカ雇用契約法理の展開

内

藤

恵

四、非良心性(unconscionability) 三、不実表示(misrepresentation)

二、経済的強迫(economic duress) □ 判例にみる経済的強迫 → 概念

判例にみる非良心性の法理の展開 類似する三概念

1

#### 一、序

論

たのは、 らかの形での離脱を認めるわけである。現行民法第九三条以下の条項及び、意思表示に関わる多くの学説が問題とし ものと解される。当事者の意思に欠缺あるいは瑕疵が存在するときは、その当事者の心理に即して、契約関係から何(~) けている。つまり法律行為の効力は当事者の意思表示の効力の問題として論じられ、意思表示の効力を判断するにあ(1) 無等が勘案される。その結果一定の場合には、意思表示は、表意者と相手方との間で無効とされ、または取消し得る たっては、表意者側の事情である意思の欠缺・意思表示の瑕疵等と共に、相手側の事情である善意・悪意・過失の有 わが国の契約理論は大陸法の流れをくみ、 契約の基礎をその契約に関わる両当事者の意思に係らしめようとする立場ゆえ生ずる議論であったといえよ 契約は両当事者の意思の合致によって成立する法律行為であると定義づ

うとしたことが、今日指摘されている。 (8)(10) とり、一九世紀のいくつかの論稿を経て一八七○年代に一応の完成をみたと評価されている。同様にアメリカの契約(6) られた。このように、契約法の理論化の過程の当初は、英米法においても契約当事者の意思をその基礎として捉えよ(?) 法理論においても、一九世紀の半ばには、大陸法的な意思理論の影響をも受けつつ、アメリカ契約法の体系化が試み 般理論が形成されたのは、一八世紀末になってからであるとされる。イギリス契約法理論は、当初意思理論的構成を(5) 英米契約法においても、 契約当事者の意思の問題は、契約理論上重要な課題であった。イギリスにおいて契約の

法においては、 れまでの大陸法の理論的影響を排除する方向が打ち出された。その結果としてアメリカ契約法は、 しかしながら、その後の英米契約法理論の進展は、大陸法系の諸国とは異なった様相を示した。特にアメリカ契約 九世紀の後半から、「客観理論 (objective theory)」に基づく契約の一般理論化が 推 両当事者の関係に し進め

といった契約自由に基づく市場原理を重視したことにも裏付けられたという。(ユ) (エ) 時の経済社会が、社会的安定や長期的視点によるところの法の調整的機能よりも、 観的と考えられた「交換的取引 (bargain)」に基礎をおいて構成されることとなった。このような客観化の傾向 着目し、 って契約の成立に係わる英米法の基本的概念は、 約因 (consideration) を中心とする交換的取引理論(bargain theory)を通説的見解とするに至った。これによ 大陸法系が「合意」を基本に据えるのに対して、より制約的 自由な対等当事者間 の交換的 は、は、 かつ

**彌縫策を必要としたのである。** 正も図られてきている。その一つの形態は、 立されたと解される二〇世紀初頭、すでに社会の実態の中に生じていた。理論は、成立と同時に社会から遊離し始(ミロ) は、このような観点から議論されるべき問題である。そして、その変容の必要性は、(6) 済が拡大し、社会構造が複雑化し変化に富むようになると、社会に適用しきれなくなる。 またその適用面においても修正されざるを得なくなったのである。筆者が前稿において検討した約因論の実質的· 会的視点から新しい姿での公序が求められるようになり、 このようにして、 自由放任型の経済体制と平行して成立した契約論における客観主義は、 このような形式的側面からの契約理論の修正と共に、 本稿で論ずるところの、 契約理論における客観主義は、 契約の解約事由として認められる様々な法理 現在では具体的適用 契約理論としての客観主義が その形式的側面においても つまり、 二〇世紀初頭を過ぎて経 法解釈において社 面 からの

けられるものは社会的な公平を保とうとする視点であり、 た場合に、大陸法とは異なる対応をせざるを得なかった。しかし英米法が当事者間の関係に着目し、 定しようとしたために、契約の両当事者の意思の合致がなかった場合、あるいはその表示意思に何らかの(ミロ) (別) (Promissory estoppel) や不当利得 (unjust enrichment) 英米法においては、契約が当事者の意思によって左右されることを嫌い、 の理論によって問題の解決を図ろうとしても、 そのプロセスは大陸法系における契約理論の推移と似通う より客観的な関係においてその効力を判 その根底に見受 例えば 瑕 疵があ 禁反言

きている

して、英米法系は、信頼関係の尊重を基礎として衡平の観念によって理論を発展させたという。英米契約理論におけ る「合意」の問題については、極めて多角的なアプローチが試みられており、それぞれに対応した法理が形成されて(含) ところがある。大陸法系が意思主義を基調として、現在では多分に表示主義的傾向を取り入れてきたとされるのに対

第二には、 (duress)・不実表示(misrepresentation)・錯誤(mistake)等の古典的概念を現代的状況に適応させて用いる仕方があり、 して規制をかけようとする。この内、当事者の行為に見受けられる不公正さを是正する法理として は、(3) く不公正さ(例えば人種差別)、 第二に 当事者の行為にみられる不公正さ、そして第三にその財産的不公正さを理由と 事由に基づく個別的判断ということに帰着せざるを得ない。しかしながら、裁判所は、第一に当事者の身分等に基づ するという要請も存在する。これらの相互に矛盾する要請をただ一つの定理で割り切ることは不可能であり、 の実行』という要請に答えなければならず、他方では、不公正の遮断または権限の実質的踰越から他方当事者を保護 に成り立っている。つまり一方では、取引の保障あるいは安定または一方当事者の期待の保護といった "取引 (bargain) 契約を抑制する。そのような当事者間の取引のプロセスを裁判所が規制することは、相反する二つの要請の競合の上 当事者のなした契約が不公正であると判断した場合、裁判所はその契約の実行を制限することによって当事者間 政策的配慮から生み出されたとい う 非良心性 (unconscionability)・不誠意 一般条項的な概念を用いる仕方がある。 (bad faith)・アンクリーン・ハ 第一に強迫 個別:

にアメリカ雇用契約理論においては、その重大な要素とされる Employment at-will の法理によって、使用者が持つ とで締結された契約が社会的にみて保護されるべきか否か、法に照らして判断しなければならない問題が存する。特 も雇用契約においては、 契約締結における両当事者の交渉力が等しいとはいえない場合もあり、そのような関係のも

英米法における一般の契約成立に関わる修正の法理は、雇用契約においても同様に用いられる。

ンズ等の、

とされる広範囲な解雇権の存在を勘案せずに、契約の解釈をなすことは無意味に等しい。解雇という威圧のもとで労

働者の合意が形成されるならば、その契約をどのように解釈すべきか配慮を要するのである。 社会的・経済的背景において完全に対等であるとは言い得ない使用者と労働者との間の関係を、法解釈上どのよう

雇用契約のもとにある労働者と使用者の間で締結される、雇用契約終了後の労働者の競業避止契約を手がかりとして、 に評価するべきであるか、またその関係が法解釈にどのような影響を与えるのかについて考察することは、大陸法 英米法の枠組みを超えて広く現代資本主義社会における、労働契約の本質を採求するにあたり重要である。本稿は、

1 川島武宜編、注釈民法(3) 総 則 (3) 法律行為I 前注 (繁90~9[法律行為]) 二~四四頁、平井宜雄執筆部分 (昭四八)。

その競業避止契約成立後の、労働者側からの契約取消にかかる法理の諸類型を考察し、現代のアメリカ雇用契約にお

(2) 同右、二八~三〇頁。

ける公正さの概念を研究するものである。

- (3) これは、一九世紀のドイツにおいて体系化された意思理論に基づくものと解されている。この意思主義については、ウイ 同「現代における契約」『岩波講座現代法・八』(昭四一)。などを参照 39-60 (1979). 邦文文献としては、星野英一教授の「契約思想・契約法の歴史と比較法」『岩波講座基本法学・四』(昭五八)。 ある。本論の主題から外れるので、詳論しない。参考として、P. S. ATIYAH, THE RISE AND FALL OF FREEDOM OF CONTRACT リアム・オッカム等のフランシスカン・スコラ哲学にはじまり、ホッブス、ロック等を経る思想的系譜についての研究が多く
- 4 (ドイツ法)」『岩波講座現代法・一四』(昭四一)等を参照、 ドイツにおける一九世紀後半のパンデクテン法学の日本法への継受については、 奥田昌道「日本法における外国法の摂取
- (5) イギリスにおける契約の一般理論形成の歴史的背景については、木下毅『英米契約法の理論』(第二版、 一三一頁。 昭六〇) 一一五
- (6) 一八七六年のポロックの著作(F. Pollock, Principles of Contract (1976).)及び、一八七九年のアンソンの著作
- Anson, Principles of the English Law of Contract (1979). )が、サヴィニーの影響を受けたものと評価されている。 Horwitz, The Transformation of American Law 1780-1860, at 162 (1977). P. Atiyah, supra note 3, at 215-6

- 7 E. g., W. Story, A Treatise on The Law of Contracts Not Under Seal (1844)
- (∞) See, Horwitz, supra note 6, at 185-88
- うとする主張も数々の文献に見受けられる。例えば、Wright, Ought the Doctrine of Consideration to be Abolished from the Common Law? 49 HARV. L. REV. 1225 (1986). 意思理論は、今日でも英米法系の中で主張され続けている。 契約の存立を当事者の意思におき、これに法的保護を与えよ

評価されている。C. Fried, Contract as Promise: A Theory of Contractual Obligation (1981). また、フリード教授の著作も、現代的な種々の要素を取り込みつつ新しい形での意思理論を構築しようとする試みであると

- (10) アメリカ法における当事者意思と契約の解釈に係る問題についての最近の論稿として、鹿野菜穂子「アメリカ法における 論点であるが、本稿の主題から外れるので参考にとどめる。同じ論者の「契約の解釈における当事者の意思の探求―当事者の 合致した意思―」九大法学五六号(平元)も参照。 れる当事者意思と解釈との関係を、リステイメント及びその背景たる理論・判例の流れから説明している。たいへん興味深い 契約の解釈と当事者の意思(一)」九大法学五七号(平元)を参照。アメリカ法におけるいわゆる「客観理論」の中に見受けら
- COMMON LAW ([1881]) Howe ed. 1967). See, G. GILMORE, THE DEATH OF CONTRACT, at 6-21 (1974). ギルモア教授によれば、その客観主義による体系化を試みたのは、ホームズ裁判官であると い う。 O. W. HOLMES,
- (12) アメリカ契約法における約因法理の展開及びその変容のプロセスについては、雇用契約上の労働者の競業避止義務設定の 契約を手がかりとして、筆者はすでに前稿において検討した。拙稿「アメリカ雇用契約における労働者の競業避止義務と約因 法理」法研六五巻一二号『川口實教授退職記念論集』(平四)を参照されたい。その他、そこに掲げた諸論文を参照、
- C. Fifoot, History and Sources of the Common Law: Tort and Contract 395-406 (1949)
- (4) Horwitz, supra note 6, at 265. Atiyah, supra note 3, at 673.
- & Phillips, Promissory Estoppel and the Evolution of Contract Law, 18 Am. Bus. L.J. 139 (1980). Speziale, The Turn 作の他、以下の文献を参照。著作として、J. Lieberman, The Litigious Society (1981). I. Macneil, The New Social Contract: から外れるのでここでは詳論しない。参考としては、前掲注(3)のアティヤ教授および、前掲注(1)のギルモア教授の著 An Inquiry into Modern Contractual Relations (1980). 論文としては、Pratt, Jr., American Contract Law at the Turn the Century, 39 S. C. L. Rev. 415 (1988). Speidel, The Border land of Contract, 10 N. Kr. L. これら一九世紀末から今世紀に至るまでの契約理論の変容は、非常に興味深い論点である。しかしながら、本論文の主題 Rev. 163 (1983).

- of the Twentieth Century as the Dawn of Contract "Interpretation": Reflections in Theories of Impossibility, 17 Duo
- L. Rev. 555 (1979). 等。
- 程は、一九世紀的な自由放任型経済の崩壊とパラレルの関係にあると指摘している。 G. GILMORE, supra note 11, at 94-5. 前述のギルモア教授は、この点につき、厳格な形の約因論が修正緩和されていく過
- (18) ホームズ裁判官によって提唱されたという契約の客観理論は、その後、いくつかの裁判例をへて、ウィリストン教授の主 後に第一次契約法リステイトメントに受け継がれた。Restatement (First) of Contract § 20. 張へと継承された。Williston, Mutual Assent in the Formation of Contracts, 14 Ill. L. Rev. 525 (1919). この立場は、
- (9) Pratt, Jr., supra note 15, at 416-18. プラット準教授は、その変容の発端は南北戦争後の再統合期から第一次世界大戦 稿で論ずる。 指摘している。一九世紀末から二○世紀に至る経済的変化の法領域への影響、特に法理論の変化との相互関係については、別 に至るまでの半世紀の間に存するという。彼は、法理論上の変化の前提として、この間の社会の経済的変化が存在することを
- 87-88. の不利益的側面においては約束的禁反言の法理によって破綻したとの指摘はこれを意味する。G. Gilmone, supra note 11, at として契約の適用面からの修正法理をも包含していることが指摘されている。ギルモア教授が主張する、古典的約因法理はそ ステイトメントは、通常、約因の交換的取引理論を中心とする客観理論を定式化したものと評価されているが、同時にその一部 例えば前掲注(18)に対し、第一次契約法リステイトメント第九〇条は、約束的禁反言の法理も取り入れている。第一次リ
- (21) ホームズ裁判官は、法というものは、当事者の内心の現実の状態とは関係がないとし、契約法においても法は外的事実に 訴え、当事者の行為によって判断するという。See, O. W. Holms, supra note 11, at 242
- 22 L. REv. 619 (1964). 不一致」国際基督教大社会科学ジャーナル11号 (昭四七)。Young, Jr., Equivocation in the Making of Agreements, 64 Courm 英米法系における契約意思、特に意思の不一致の問題についは、以下の論文を参照。木下毅「英米契約法における意思の
- 例えば、R. POUND, THE SPIRIT OF THE COMMON LAW 14 (1921). Do., The Role of the Will in Law, 68 Harv. L.

禁反言の法理の英米契約法上の評価については、

7

以下の文献を参照。Kessler & Fine, Culpa in Contrahendo, Bargaining

in Good Faith, and Freedom of Contract: A Comparative Study, 77 Harv, L, Rev, 401 (1964)

(25) 不当利得の観念とは、何人も正当な理由なしに他人の損失において利得してはならないという公平の観念を基礎としてい るという。この議論については、supra note 24 Kessler & Fine, at 426-27.

Fuller & Perdue, The Reliance Interest in Contract Damages, 46 YALE L.J. 373, at 406-10 (1936). 幹參監

- 木下、前掲注(5)、二七八~八○頁。
- (27) ここでは、大陸法との関係から「合意」の語を用いるが、大陸法系と英米法系におけるそれぞれの同意 (assent) の有する 論しない。参考として、E.g., Kessler & Fine, supra note 24. 機能が異なることについては、多くの比較法的考察がなされている。重要なテーマであるが、本稿の主題から外れるので、詳
- E. Farnsworth, Contracts § 4.1, at 225-6 (1990)
- 29 Id. § 2.2.

28

消極的であるという。See, e.g., Patterson, An Apology for Consideration, 58 Colum. L. Rev. 929, at 953 (1958) もちろん、学説の中にはこのような裁判所の対応、特に財産的規制についての批判もあり、裁判所もこの要素に関しては

と同様に軽率な契約を締結する自由も持つ。 明確なものであるべきであり、正当さのテストとしての"公正(fair)』とか"合理的 (reasonable)』といった曖昧な用語によ ①契約を法律によって効果的に管理することは、裁判所が価格等を決定してはならないことを要する。②実効性のテストは、 って鈍らされるべきでない。③現在においても、成熟した人格かつ健全な精神を持った人間は、慎重な契約を結ぶ自由がある パターソン教授はここで、裁判所が財産に関する規制について消極的であることについて、以下の三つの理由を挙げている

- E. Fransworth, supra note 28, §§ 4.9-4.10, at 246-50.

これらの理由は、契約自由の原則が今でもなお、契約法の基礎に存することの現れと解されよう、

- (18)・(19) に掲げた文献を参照されたい。 Employment at-will の法理については、 筆者はすでに度々論じている。 拙稿 前掲注 (12) 及び、その論文中の脚注
- (3) 筆者は、労働者の競業避止契約を手がかりとして、現代アメリカ雇用契約理論の様々な修正法理の態様を考察してきた。 者の誠意義務」法研六三巻一二号(平二)を参照されたい。 ableness)の基準」慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論集・法律学科篇(平二)。同「アメリカ雇用契約における労働 拙稿、前掲注(12)の他、拙稿「アメリカ雇用契約理論における雇用契約終了後の労働者の競業避止義務 と 合 理 性(reason

# 二、経済的強迫(economic duress)

#### ( 概念

的強迫(economic duress)の類型が、強迫理論上独特の展開を示してきている。(3) あるいは監禁すると威嚇して畏怖を生ぜしめることを要した。しかもその強迫は契約当事者自身が行うか、あるいは 的な力の行使、すなわち人の生命・身体に現実に暴力を加え、あるいは加えると威嚇し、または人を違法に監禁し、 少なくとも強迫が行われていることを契約締結当時知っていたことを要するとされた。しかしその概念は次第に拡大少なくとも強迫が行われていることを契約締結当時知っていたことを要するとされた。(%) いた違法な威嚇」であると定義されている。歴史的には、コモン・ロー上の強迫は極めて限定的な概念であり、 由意思ないし判断を行使させることを妨げるような畏怖の下で、取引関係に入る誘因となる言葉ないし他の行動を用 よって取消し得るものと解されている。アメリカ契約法においては、(3) 英米法においても、 現在では場合により経済的・商業的強制をも含むようになってきた。特にアメリカでは、本節で取り上げる経済(38) 強迫 (duress) の下で締結された契約は、事案により無効とされるか、あるいは強制された側に 強迫とは「当事者の一方が、相手方をして、 物理 自

れた意思の方を優先させた場合に認められるという。 ってきた。これらの経済的な強制の総称が、ここで言う経済的強迫である。経済的強迫を判定する基準は、ウィリス不本意ながら締結する事を余儀なくされるような、経済的な強制の数々の形態が、強迫の概念に包含されるようにな 経済的強迫は、 教授によれば、 上述の古典的強迫の概念には、 信念のある合理的人間たる当事者が、自己の意思に反して、加えられた脅威によって操作させら 包含されなかった。しかし、現在では、 ある者が特別な取引関係を

経済的強迫の法理は、

判例において、

約因をめぐる法理の一つとして議論され認知された。

そのため裁判所は、

ゆかないという、ジレンマの中にあることも事実である。それ故、この法理を一義的に定義することは、(4)(4) 方では経済的強迫の法理を導入しても、 された合意を当事者に対し強要しないという、法の社会的な役割が増進してきている現在、これを活用しないわけに 時に他方では、 交渉力が釣り合わない両当事者間の不公平かつ同等でない取引をただし、強制的状況下において締結 契約自由の原則を捨てていないがためにその運用に関して消極的であり、 困難である 同

とされる。 (48) 案がある。このように、 的な強制の下で使用者側に有利な雇用契約にサインさせられたとして、この契約が強迫の故を持って取り消された事 するにあたり、当人にとって不利な強制をかけられる可能性は存在する。裁判例としても、例えば、 が強迫であるかという客観的な判断に、主観的な要素を加える裁判例も生み出されたが、少数にとどまっている。 (S) このエクィティにおける理論的発展の影響も大きいといわれる。この影響下に、契約の不公正さに焦点をあわせ、「⑤」 られるということはありそうもない。しかし、すでに雇用関係にある者が、その雇用関係下での何らかの合意を形成 influence) の概念を形成し、場合によっては不公正な勧誘をさえ契約の取消事由と認めてきた。強迫の概念の展開には、(st)(st) 経済的強迫の法理は、雇用関係においても用いられる。通常独立した個人が強制されて、ある雇用関係を締結させ 歴史的には前述のとおりコモン・ローは、 妥当と考えられる被害者に対し広範囲な法的保護を与えるところの、 雇用契約をめぐり経済的強迫が認められた事案の多くは、すでに存在する雇用契約の変更に 経済的な強制を法的に評価するには消極的であった。 これ 他の法理である不当威圧 幹部職員が経済 K 対 L 工

### 〕 判例にみられる経済的強力

係る事案であった

経 済的 強迫の法理が雇用関係に用いられる他のケースとして、労働者が雇用契約締結後に使用者との間で結ぶ雇用

者の側が、それを行う法的権利を有している行為についてなす脅しは、強迫を構成しない」旨を明言した.(88) について、人に何かを強いるところの如何なる誤った行為あるいは人に何かをする気にさせる如何なる脅しをも含む(58) がそれをなす権限を持つ正当な行為までを含むものではないと主張する。この点、 としている。しかしながら例えば、 かし、このような事案において使用者側は、 契約を締結する場合、 にとって、使用者が有する強大な解雇権は必然的に脅威とならざるを得ない。 契約終了後の競業避止契約に関する事案が挙げられる。 彼が経済的な強制を感じた結果として締結に応じたかもしれないことは、 経済的強迫が争点とされたウァーツ対フレッシュマン事件で、 強迫の行為とは、 序論で述べたように、 違法あるいは不正な行為を意味するのであり、 雇用契約下にすでに入っている労働 雇用契約下において労働者が競業避 ウィリストン教授は、 想像に難くな 裁判所は、 強迫の概念 使用 止

味わった旨の、 しており、その間彼はその契約によるところの付加的利益を享受しているため、 あった、 契約の効力に関し経済的強迫を主張して、 主張する。 た地域外において同じ業務に就くことが可能なので、この契約を締結するか否かは本人の合理的選択の結果であると 同意したものと解した。 使用者は、 ②能力を生かし得る適切な機会を与えられなかった、 ティド 雇用契約関係下にある労働者に対して競業避止契約の締結を求める際に、労働者は契約により 主張をした。 -ウェ ル対クリッツ等事件は、 しかしながらジョー 元の勤務先のパート 放射線治療にあたっていた医師が、自己が締結した退職後の競業避止 ジア州最高裁は、 ③当該競業避止契約により退職後経済的 ナーらを訴えた事案である。 原告が競業避止契約にサ 彼は当該契約が強制力をもつことに イン 原告は、 した後も ①解 困難を即 雇の脅しが 制 用 限され から 座 継続

る 行為は正当化され、 のように経済的強迫が裁判所において認められるためには、 このように理解 労働者側からの経済的強迫の主張は困難であるといわざるを得ない。 する限 り at-will の雇用関係において使用者が広 概ね強迫者の行為が、 い解雇権を有すると解される以上 不法であることが この点裁判例の中には 水水め 使 られ 用 て

いられてい

考え方は、 強迫者側の行為の不法性をかなり広く解するものも見受けられる。一九八三年ニュージァージー州最高 の行為は不法な行為である必要はなく、 ・ンタ 前項で述べたように歴史的には衡平法の中で生成してきたが、(83) ・バンク・オブ・ペンシルヴェニア対バークレイ・ライディング・アカデミー事件においては、(G) 道徳的あるいは衡平法上不当な行為であればよいとしている。 現代では、 法の硬直性を救う方法として用 裁判決、 このような 強迫者 コン

ている。 る。」としている。 (64) まBが権利を放棄したならば、Aの脅しは誠意・公正取扱義務に違反しBによってその権利放 ると脅した場合、 第二次契約法リステイトメントもこの視点を併存させている。 「強迫行為がそれ自身では契約違反にならないとしても、その契約 下での 脅し は、誠意・公正取扱義務に違反す 経済的強迫を構成し得る。 at-will の法理は現実には判例法上大幅に侵蝕され、 当事者の各々の意思に基づく契約期間の終了は契約違反を構成しないが、 同条のイラストレーション11も、 被用者Bが彼のもつ権利を放棄しないため使用者Aが かつてほどの脅威にならないが、 第一七六条コメント e は、 合理的選択が 経済的強迫に関する部分 棄は取消し得る、 正当な理由のな できな Bを解雇 とし いま 解 4

大で独占的な地位を有していたり、 典型的な事案として、 迫者がその強迫によって合理的な選択をする事ができなくなる場合である。 雇は、 者は同一 ウエ 労働者の競業避止契約に係わる経済的強制を判断するときの、 それ ル事件では、 はむしろ裁判所によって合理的な選択の結果として評価されよう。 企業内の他の部署への配置転換の申し出を受け入れたためであった。 デラウェア衡平法裁判所は本件に関していかなる強制も見いださなかった。 もしも競業避止契約に同意しないことの結果が辞職及び他企業への就職探しとして現れるなら あるいは当該労働者の持つ技能が非常に特殊であって他では使い得ないような場 第二の要素は、 例えば、 問題なのは、 しかながら、 解雇そのものはなされずとも、 リサーチ&トレイディン 例えばある企業が 競業避止契約をめぐる なぜならば、 本件労 グ社対

ころにあると解されよう。 意味する。このような事案における訴訟原因は、 合である。そのような事案では、 当該労働者が当該企業を辞職することは、 経済的要件により明らかに不合理な選択が強要されざるを得ないと 過度の経済的被害を労働者が被ることを

後の議論と判例の動向を検討する必要があろう。(な) 摘をしている。このように社会的に求められる種々の権利間の調整に係る議論は、端緒が開かれたばかりであり、今 ではあるが、当該契約が非良心性 (unconscionability) または不誠意 (bad faith) によって拘束されたものであるとの指 本件の主たる争点は、使用者の行為が約因として有効であるか否かの点であったが、メリーランド州最高裁は、 務が問題とされたシムコ社対グレーマー社事件では、解雇の脅威が経済的強迫を構成することを裁判所は否定した。 等の権利の保護との間で、どのように調整するか議論されなければならない。例えば、労働者の退職後の競業避止義 ただし、このような経済的強迫の主張は、例えば使用者の持つ顧客との契約関係あるいはトレード・シーク レット

- 34 かよい。See, Restatement (First) of Contract §§ 492 (a), 494 (b); Restatement (Second) of Contract § 174 強迫の効果は取消(rescission)であるが、アメリカにおいては、強迫を受けた側が、外見上同意した行為の内容を知らず、も しくは知り得べき理由がなかった場合、または自己の意思を有せず機械的な道具にすぎなかった場合には、当該契約は無効と アメリカにおける強迫の法的効果は、 See, E. Fansworth, supra note 28, § 4.19 (1990). RESTATEMENT (SECOND) OF CONTRACT §§ 174-176 (1981) イギリス法の取扱と少々異なることが指摘されている。つまり、イギリスにおいては
- を有していなかった場合には、当該契約は取消すことができるものと解される。See, Resratement (First) § 495; Resratement (Second) § 175

これに対して、強迫された側が、強迫行為を認識しまたはそれを知り得べきであった場合で、かつこの契約を締結する義務

(5) Restatement (First) of Contract § 492 示の効果を有さないものとして、契約は無効と解される。 使による相手方の意思の抑圧の存否が重要なファクターとされている。このような身体的な威嚇の場合には、そもそも意思表 <u>E</u> を参照。この第一次リステイトメントの定義では、 やはり、 物理的力の行

- 者は契約を取消得る。」とした。Restatement (Second) of Contract § 175 (1). 意思表示が相手方の不当な威嚇により誘因され、その結果、被害者に合理的な選択の余地が残されなかった場合には、被害 これに対し、身体的威嚇以外の不当な威嚇を用いて契約締結を謀った場合には、第二次リステイトメントは、「一方当 事 者
- (36) 強迫 (duress) の概念及び理論的推移は、本稿の目的でないので詳論しない。参考として、E. Farnsworth, supra note 28 §§ 4. 16-4. 18. J. Calamari & J. Perillo, The Law of Contracts §§ 9. 2-9. 8 (3rd ed. 1987).
- <u>37</u> C. L. Knapp & N. M. Crystal, Problem in Contract Law (2nd ed.) at 485-6 (1987).
- 38 H. Specter & M. Finkin, Individual Employment Law and Litigation, § 1. 175, at 131 (1989)
- における経済的強迫の法理は、動産に関する強迫や、公益企業による公的サーヴィスの提供拒否といった事案を通じて発展し | 契約法における一般的な経済的強迫の概念の推移については、ここでは詳論しない。後掲注(41)(名) 等参照。アメリカ
- (1871). E. g., Heiserman v. Burlington, C. R. & N. R. Co., 83 N. W. 903 (1884). た。これらの裁判例は、当事者間の交渉力の不平等に着目するものが多い。E.g., McGregor v. Erie Ry. Co., 35 N.J.L. 89
- (41) 経済的強迫については、著名な以下の古典的諸論稿を参照。 (4) イギリスにおける経済的強迫については、比較的最近の以下の邦文文献も参照。笠井修「イギリスにおける経済的強迫の 規制」帝京法学一六巻一号(昭六一)。吉田和夫「イギリス契約法における経済的強迫」早稲田法学会誌三七巻(昭六二)。
- 3 Mod. L. Rev. 97 (1939) Holstein, Vices of Consent in the Law of Contracts, 13 Tul. L. Rev. 560 (1939). Winder, Undue Influence and Coercion (1923). Hale, Force and the State: A Comparison of "Political" and "Economic" Compulsion, 35 Colum. L. Rev. 149 (1935) 43 Colum. L. Rev. 603 (1943). Hale, Coercion and Distribution in a Supposedly Non-Coercive State, 38 Pol. Sci. Q. 470 N. C. L. Rev. 237 (1942). Dalzell, do. II, 20 N. C. L. Rev. 340 (1942). Hale, Bargaining, Duress, and Economic Liberty, Fair Exchange in French and German Law, 11 Tul. L. Rev. 345 (1937). Dalzell, Duress By Economic Pressure I, 20 Dawson, Economic Duress - An Essay in Perspective, 45 Mich. L. Rev. 251 (1947) Dawson, Economic Duress and the
- Evans, Economic Duress, 1981 J. Bus. L. 188 (1987). Hillman, Policing Contract Modifications Under the UCC: Good Justice, 89 Yale L. J. 472 (1980). Mather, Contract Modification Under Duress, 33 S. C. L. Rev. 615 (1982). Note, Economic Faith and the Doctrine of Economic Duress, 64 Iowa L. Rev. 849 (1979). 近年も経済的強迫に関する研究は多い。Beatson, Duress as a Vitiating Factor in Contract, 33 Camb. L.J. 97 (1974). Kronman, Contract Law and Distributive

Duress and the "Overborne Will" 98 L.Q. Rev. 197 (1982) Duress After the Demise of Free Will Theory: A Proposed Tort Analysis, 53 Iowa L. Rev. 892 (1968). Note, Economic

- (43) S. Williston, Williston on Contracts, § 1602 at 657 (3d, ed. Jaeger 1970). 第一次契約法リステイトメント第四九二 不法な脅しを意味する。としている。Restatement of Contracts § 492 (b) て取引を締結することを強制するところの、他のある人間によって行われる、言語あるいは行為によるいかなる形においても 条 (b) は、強迫について、 ある者が自由な意思や判断に基づいて行為することを妨げるような脅しの影響下で、 その者をし
- (4) C.L. KNAPP & N. M. CRYSTAL, supra note 37, at 488
- 45 See, Slayton, The Unequal Bargain Doctrine, 22 McGill L.J. 94 (1976)
- (4) C. L. Knapp & N. M. Crystal, supra note 37, at 489.
- 47 Dawson, supra note 41, Economic Duress - An Essay in Perspective, at 289
- 48 ったりつ。 See, S. WILLISTON, supra note 43, § 1617 at 704 行為あるいは脅しの被害者であることを証明すること。②そのような行為あるいは脅しが被害者の自由な意思を奪うものであ 前述のウィリストン教授は、経済的強迫の基本的要素として、以下を挙げている。①経済的強迫を主張する側が、不法な
- (4) F. Lawson, The Rational Strength or English Law 58-59 (1952). イギリスにおける不当威圧の法理についての近時 の邦文文献としては、及川光明「イギリス契約法における不当威圧の法理に関する若干の動向」早稲田法学六一巻三・四合併 (昭六一)が、イギリスの判例法理の展開について検討している。
- (S) RESTATEMENT (SECOND) OF CONTRACTS § 177 (1).
- にせよ、不当威圧と認められた際の法的効果は、契約取消である。木下、前掲注(5)三五四~六四頁。 される。しかしこれに対し、アメリカでは強迫の概念が広義であるため、不当威圧の概念が比較的狭義であるという。どちら イギリスでは強迫概念が比較的狭義であったため、この不当威圧の概念をもって社会的公正さを保とうとしたことが指摘
- (2) See, Dawson, supra note 41, -An Essay-.
- 124 (La. App. 1985) E. g., Alexander v. Standard Oil Co., 423 N. E. 2d 578 (III. 1981). E. g., Standard Coffee Serv. Co. v. Babin, 472 S

of Torrs § 18 at 121 (W. Keeton gen'l ed. 1984). Note, supra note 42, Economic Duress After the Demise 不当威圧・強迫に関する不法行為法については、本稿の主題ではないので触れない。See, PROSSER AND KEETON ON THE LAW

- E.g., Durham v. Anderson-Dunham, Inc., 466 So. 2d 1317 (La. App. 1985)
- 55 かった場合に締結されたもの、と規定している。 第二次契約法リステイトメント第一七五条(1)は、取消得る契約とは、被害者がその強迫故に「合理的選択」ができな
- (5) See, S. Williston, supra note 43, § 1603.
- <del>5</del>7 を代理人としたが、その契約を実行するための約因として、さらに金員を上乗せして払うよう要求された。 Wurts v. Fleischman, 293 N. W. 2d 155 (Wis. 1980). 本件は雇用関係の事案ではない。 原告は、不動産購入に関し被告
- (%) Id., at 160.
- (2) Tidwell v. Critz et al., 282 S. E. 2d 104 (Ga. 1981).
- (S) Id., at 108.
- 61 設定と、その行使に係る事案である。 Continental Bank of Pennsylvania v. Barclay Riding Academy, Inc., 459 A. 2d 1163 (N. J. 1983). 本件は、 抵当権
- (%) Id., at 1175.
- (%) W. Holdworth, A History of English Law 453-57 (1922).
- (4) Restatement (second), § 176 comment e.
- (6) 労働者の誠意義務の展開については、拙稿、前掲注(33)参照。
- (%) supra note 64, § 176 at illustration 11.
- 67 化される事情」を欠くところに成立するとしている。 Research & Trading Corp. v. Powell, 468 A. 2d 1301 (Del. Ch. 1983). 本件は、雇用契約中に契約終了後の競業避止契 Mather, Contract Modification Under Duress, 33 S. C. L. Rev. 615 (1982). マザー教授は経済的強迫について、「正当
- 約を締結した労働者が、六年後に退職し即座に同業他社に就職、前使用者たる会社の顧客及び取引先とコンタクトをとったた 会社が労働者とその現使用者を相手取り訴えた事案である。
- 設立した事案である。 約三○%を有する全国的な大手の集金サービス会社との間に競業避止契約を締結した労働者等数名が、同業のサービス会社を See, e. g., Central Adjustment Bureau inc. v. Ingram Assoc., Inc., 622 S. W. 2d 681 (Ky. Ct. App. 1981).
- Leibman & Nathan, The Enforceability of Postemployment Noncompetition Agreements Formed After At-will

Employment Has Commenced: The "Afterthought" Agreement, 60 S. C. L. Rev. 1468, at 1543 (1987)

評価し、当該競業避止契約を有効とした。 ルティモア市の周囲五○マイル以内での競業を禁ずる内容の契約を締結せざるを得なかった。その後一○年してスミスは、グ たスミスは使用者によって、競業避止契約にサインしないならば解雇すると告げられたため、雇用契約関係終了後 審で勝訴した。裁判所は、競業避止契約締結からその義務が問題とされるまでの間、 ーマー社の同僚と共に独立しシムコ社を設立した。これに対し、グレーマー社がその営業差し止めと損害賠償を請求し、 Simko, Inc. v. Garymar Co., 464 A. 2d 1104, Cert. denied, 298 Md. 244 (1983). グレーマー社のセール 使用者が解雇しなかったことを約因と スマ ンであっ

(2) Leibman & Nathan, supra note 70, at 1542

# 三、不実表示 (misrepresentation)

に契約の成立そのものを妨げること、第二は契約取消、第三には契約内容の改訂の効果が生じ得ることが、リステイ(で) (で) (で) れている。一般的には、不法行為法は不実表示に対し損害賠償責任を課すが、契約法は取消を中心として構成される トメントにおいても定められている。不実表示の概念は契約法においてのみならず、不法行為法においても問題とさ 第二次契約法リステイトメントによれば、不実表示とは、「事実と一致しな い積極的陳述」であると定義され、事実 い限り詐欺の不法行為責任を生じさせないのに対し、契約法は「欺罔性」あるいは「重要性」のどちらかの要件の存 労働者の競業避止契約に関しては、契約関係からの離脱の理由として不実表示の法理を用いる場合も考えられよう。 契約法上の不実表示の要件の方がより厳格ではないとされる。不法行為法は詐欺的かつ重要なものでな

般的

には

在をもって取消事由の発生とする点が両者の相違である。(8)

不実表示に関して問題となるのは、

事実の不開示あるいは事実の隠匿に関わる事案であるといえよう。

単なる事

実の不開示は、

不実表示を構成しない。

何故ならば、

契約締結に関し相手方に影響を与えるような事

知らないことを知っても、 または妨げることを意図した積極的行為であるとした。交換的取引関係に入った当事者は、 としての、 務はないとするのが、 っても、 後の契約法における誠意・公正取扱義務の発展は、それとの関係においてこのようなコモン・ 今日では重要な事実の黙示でさえ、 開示義務の法理が形成されてきた。 買い主の側が注意するべき点であり、それを売り主の側が積極的に開示しなければならない法的 コモン・ローの伝統であると説明されている。 (81) 自己のもつ情報のすべてを開示する義務はないと解されていたのである。(8) 相手方の虚偽の印象を誘うためになされた場合には、 第一次契約法リステイトメントは、 しかし、 契約法の現代的展開と共に、 隠匿を、 相手方が当該事実関係を 事実の発覚を妨げそうな 不実表示を構成する 口 ー上の法理を変化 しかしながらそ その例

契約の法的効果を無効とした。 陳述が労働者をして競業避止契約にサインさせるに効果的であったことを認め、これを事実上の詐欺として競業避止 すぐに利用できるようになると、 つき重要な情報を隠匿したまま同意させたというものであった。本件では使用者が、彼らの提案に同意すれば現金が さて雇用関係、 雇用契約締結中に、 エンパイアガス社対ハーディー事件は、(※) 特に労働者の競業避止契約をめぐりこの不実表示が問題とされた事案は、 労働者を欺罔して競業避止契約に署名させ、 虚偽の陳述をした点が特徴的であった。 その争点の一つとして不実表示が取り上げられた事案である。 さらに労働者が持っていた従業員持株の合併に アラバマ州最高裁は、 現在のところ多いとは このような使用者の

判例法上形成されてきている。(84)

理がエンパイアガス事件と同様の事案で用いられることは少ない。 にも関わらず、 このように、 この種の競業避止契約をめぐる事案においても、 不実表示の法理を労働者の競業避止契約からの離脱に用いることは可能であるにも関わらず、 不法行為の損害賠償が認められ得ることを示唆した(88) しかし本件は、 詐欺の立証が 般的に困難である この法

実であ

制限的に解されるのではなかろうか。しかしながら他方、これらの法理はもともと歴史的に相異なる社会状況より生(ミリ) じた法理であり、 そこにおける勧誘は、労働条件にとって望ましくない変更は行われないという仮定を、労働者が信頼したことによっ るのは、 も取消が可能であると理解すべきではなかろうか。労働者が労働契約終了後の競業避止契約を締結するよう誘導される。 先例としての価値は大きいと評価されている。このように労働者が、(8) たといえよう。これに対し、現在では判例上、 て生ずる。このような場合には、労働者の信頼利益の保護からも、雇用契約終了後の労働者の競業避止義務の効力は、 表示に対し、信頼を寄せたことがもっともである場合、それによって締結へと誘導された競業避止契約は、少なくと それらの新しい概念の検討を行う。 使用者のなす事実における不実表示によってのみでなく、動機における不実表示による場合もある。つまり 現在では少々古典的な存在になり、現代の法的問題に適用させるのには無理がある場面も生じてき 政策的配慮から一種の一般条項的な法理も生み出されている。次節で 使用者の故意ではなかったにせよ事実上の不 実

- RESTATEMENT (First) OF CONTRACTS § 470 (1); RESTATEMENT (SECOND) OF CONTRACTS § 159

74

Id., (Second), at § 160

- 75 Id., at § 161
- 76 Id., at § 163. 契約が無効となるのはごく例外的な場合である
- 77 Id., at § 164
- 78 Id., at § 166
- Fraudulent Conveyance Act (統一詐害行為防止法) を比較検討している。この中で論者は、ローマ法からイギリス法を経て を挙げる。本論文の第四章〔同論文(三)所収〕は、アメリカにおける詐害行為取消権、 .関する一試論―その効果論を中心として―(一)~(四)」 法協一○四巻一○、一二、一○五巻一、三号。 参考として、日本民法第四二四条の詐害行為取消権の効果を仏・独・米の法制度と比較した、佐藤岩昭「詐害行為取消権 の表題の下、 アメリカの Uniform

メリカにいたる「詐欺的意図」の歴史的検討を行っている。

- (8) 木下、前掲注(5)三二三~二四頁参照
- 81 W. Story, A Treatise on the Law of Contracts not Under Seal §§ 179-180 (1844).
- (ℜ) Restatement (First) § 471 Comment f.
- ( $\otimes$ ) Id., at § 472, comment b.
- (♂) E.g., Donovan v. Aeolian Co., 200 N.E. 815 (1935).

(85) Empiregas, Inc. of Ardmore v. Hardy, 487 So. 2d 277 (Ala. 1985). アラバマ州では、競業避止契約の約因として雇用 本論の主題から外れるので詳論しない。 の開示、あるいは陳述したときには真実であったがその後事実が変化した場合の告知等、特に保険契約に関し要求されてきた。 不実表示の法理の拡大は、例えば受託者と受益者といった特別の信頼関係にある当事者間の事案に多く見受けられた。

(\&) Id., at 248-9.

の継続は有効であると解されていた。

- Supp. 438 (E. D. Pa. 1983). ハリソン事件でも、事件当初の使用者の口頭による表示は、厳格な解雇及び競業避止義務に関す る契約締結にあたり、詐欺的強制であるとは認められなかった。 業避止契約を結ぶにあたり欺罔的に働いた、とは解されなかった。E. g., Harrison v. Fred S. James P. A. Inc., 558 F. E. g., Interstate Transp., Inc. v. Horgan, 219 S.E. 2d 631 (Ga. 1975). 本件では、使用者の行為が直接的に労働者が競
- 88 W. Keeton, D. Dobbs, R. Keeton, D. Owen, Prosser and Keeton on the Law of Torts 769 (5th ed. 1984).
- $(\otimes)$  Leibman & Nathan, supra note 70, at 1547
- ( $\mathfrak{S}$ ) J. Calamari & J. Perillo, supra note 36, at 294-98
- Leibman & Nathan, supra note 70 at 1547-48

いる

このうち非良心性の概念は、今日のアメリカでは統一商法典第二—三〇二条に取り入れられ、一般的になっている。(%)

何らかの契約が不公正であると考えられる場合でも、裁判所はその効力を否定することには消極的であ

コモン・ロー上の救済も通常公正さについて検討されることはなかったが、ごく稀に

歴史的には、

が

基本に存在するためである。

裁判所が、何が公正でありまた公正でないかとの価値判断を加えることは、

### 四、非良心性 (unconscionability)

#### 類似する三概

るとされてきた。したがって実際の事案においては、事案ごとの具体的対応の中で、場合により拡張され理解されて(祭) るからである。 要素である。取引における公正さの担保の問題は、当事者が強迫、不実表示、不当威圧、錯誤(mistake)などを抗弁(%) リーン・ハンズ、そしてそれらを統合する誠意・公正取扱の法理は、現在の契約理論を理解するうえで非常に重要な いても検討を加える。ここに挙げた良心性等の三つの法理は、判例上はむしろこれらに対置する非良心性、アンクリ はそれを主張した当事者にとって不公正であるとの認定がなされるならば、それによる救済を受ける権利が明確にな として提示する折に、関連して登場する。なぜならば、これらの要素が一つまたはそれ以上存する場合に、 いに交錯するもののそれぞれに同一ではなく、多くの裁判所及び研究者により一義的定義をなす事が困難な概念であ ン・ハンズ(unclean hands)、不誠意(bad faith)の問題として論じられている。これらの三つの概念の定義は、互(タイ) さて、前節までに述べた古典的な契約取消の法理と共に、現代的な要請から生み出されたともいうべき良心性、 前述の経済的強迫等による取消を当事者が主張した場合、裁判所は概ねそこに存在する不公正さにつ

契約自由の原則を害するとの考え

者が相手方の契約の不履行に対して責任追及をしない旨の条項がある等、抑圧的ないしは過酷な内容の契約を説明す そこから一方当事者の任意性が欠如してしまう場合の不公正さを表す。他方、実体的非良心性とは、例えば一方当事 unconscionability)である。手続的非良心性とは、例えば不分明な印刷物や難解な法律用語等によってその 契約内容に 意打ちを予防するためであるという。非良心性の概念は、その形態により二つに大別される。つまり取引の過程に原 ており、さらに法律上に明らかにされたのが、前述の統一商法典の規定である。その目的は、(※) た。そのような流れの中から生み出された非良心性の法理は、一般的基準として多くの裁判例によって認められ⑼ る用語である。裁判例上非良心性が認められる事案とは、手続的非良心性と実体的非良心性の両方の要素が認められ ついての正確な理解が得られず、また質問もできなかった場合のように、契約の両当事者に交渉力の大きな差が存し、 因がある手続的非良心性(procedural unconscionability)と、その契約自体の問題である 実体的 非良 心性 らエクイティにおいては、伝統的に救済を求めるためには、当該取引が公正であるという積極的な証明が必要とされ 不公正さの度合いが著しい契約あるいは条項については、その強制が否定された少数の裁判例も存した。 圧制的かつ不公正な不

つ故意に相手方の合理的な目的を妨げようとする行為は、不誠意を構成する。(『) るための法理であるという。契約の両当事者は取引にあたり、それぞれの経済的目的を追及する。この時、 これに対し、不誠意とは、 一方当事者が商取引に関して倫理に反する行為を行った場合に、それを社会的に排除 不公正か

る場合が主である。

的な行為を行った当事者は、他方当事者の不当な行為からの救済を求められないとする法理である。(『) ハンズの法理は、 最後に、アンクリーン・ハンズとは、禁反言の概念と関連する法理である。取引に関して不当、不法または反倫理(※) 特に本稿が主題とする労働者の競業避止契約に関して、使用者がこれを労働者に対して強制できるか否か 非良心性、不誠意の概念より広い概念であり、「アンクリーン」な行為は相手方に対し強制できない。 アンクリー

た な。 る。 者さえも、 ンクリーン・ハンズの法理は、労使双方が相対し、その行為が明らかに不道徳あるいは反倫理的であるところの当事 れを不当とはいえない。つまり非良心性あるいは不誠意の法理は、一方当事者によって主張される。これに対し、ア を判断するにあたっては、 もしも相手方の手もまたアンクリーンであると立証し得たならば、本人の行為の結果を追及されないこと もしも非良心的な契約あるいは相手方の不誠意に基づく契約を労働者が破棄した場合はそ

して、 機能する。次項では、 裁判所は、 エクイティにおける非良心性の法理は、 右で説明した三概念を相互に交換し得る概念として、意識的に区別することなく用いるようである。(※) 労働者の競業避止義務をめぐる事案の中で、これらの法理がどのように用いられたかについて いわば良識を侮蔑するような契約の強制を阻むための包括条項として そ

# 判例にみる非良心性の法理の展開

検討したい。

1 非良心性法理と約因法理

前項で述べた一種の一般条項は、

二年イリノイ州控訴審判決、アメリカン・フード・マネジメント社対へンソン事件では、⑴ ス等を行う会社が、 その内の一つの寮の食事管理をさせるためヘンソンを雇用したが、彼はこの職を得るために、 元

それでは具体的な裁判例の中で、どのように取り扱われるのであろうか。一九八

大学の寮などの給食

ハサー

の町から他州へ引っ越しをしなければならなかった。雇用開始後、 締結を求めたが、もしもその契約に署名することを拒否したならば解雇されることが明らかな状況であった。(三) 使用者は彼に対し雇用契約終了後の競業避止契約

競業避止契約に違反した。これに対しイリノイ州控訴審は、 か月後当該会社から退職したが、 同寮のオーナーとの間に個人的な雇用契約を締結し、 雇用契約開始後に使用者が競業避止契約の締結を要請 前使用者たる会社との間 23

の

0

彼は

った点を重視した することは、 非良心的な取引を構成するとした。 (ii) 裁判所は、 当該労働者がこの職につくために引っ越さねばならなか

このように非良心性を用いる方がより望ましいとする論者もある。その理由としては、(『) うとする立場の現れであることが指摘されている。 該契約をとりまく状況を総合的に包含し得る。③前述の統一商法典第二─三○二条(1)の展開の成果を取り入れよ 因法理に拘泥することは、 の利益を労働者に授けていることを認定しなければならない点が挙げられる。前稿において検討したように、この約 もしも雇用契約関係下の労働者の競業避止契約を支持できるものと解するためには、使用者がそれに対応する事実上 ーリ州において裁判所は、 れといかなる関係にたつかという考察はともかく、約因論から競業避止契約の効果を規制しようとする立場よりは 本件では、 約因が欠如していたかどうかについて裁判所は言及していない。この点について、イリノイ州及びミズ 雇用の継続は競業避止契約の有効な約因であるとしてきた。本件判決が、その判例法の流(三) かえって形式主議に陥り具体的妥当性を失う結果を生起し易い。②非良心性の法理は、 ①約因法理による構成では、

きものであるとしたが、他方、使用者は、これらの事実に対していかに当該競業避止契約が重大な保護を与えられる を非良心的であるとした。これに対し最高裁は、これらの事実は重要かつ事実認定によって約因として評価されるべ 雇するとの脅しの下にサインしたこと、そして元々の雇用契約中には競業避止条項が存在しないことから、 ィンケルほか八名の労働者が、ある同業他社に一時に転じたことから、元使用者が競業避止契約に基づき訴えた事案 す業務に類似するすべての業務に関連する企業に雇用されることを禁ずるという、法外に広範囲の契約であった。 止契約締結後五年間雇用されたが、その競業避止契約はアメリカ合衆国全土を適用範囲とし、しかもテイスコ社が 次に、一九七九年アイオワ州最高裁判決、テイスコ社対ウィンケル事件を挙げる。労働者は使用者との間(ヒド) 事実審裁判所は、この契約の適用地域が広範囲であること、当該労働者が五年間勤務したこと、労働者が解 本件契約 に競業避 ゥ な

2

使用者による労働条件の

方的

変更

実及び法的状況の総合から結論づけられる公正さに到達するために、 べ た非良心性の価値は、 要性があるの かについ どのような具体的事実が法理の適用対象となるかの可能性を示した点にある。 ての 証 拠を、 提出することを許されるべきであるとして、 裁判所が用いる法理が非良心性なのである。 破棄差戻した。 本件で 認定される事 強調

判所は、 認め、 職させて同社へと勧誘したことを、 後退職し、 アメリカン いたことと当該労働者がかなりの金額に上る給料を得ていたことが約因として充分であると解され、 これに対して、 しかし裁判所は、 使用者による当該契約の強制を認めない。(四) 労働者側 同業他社に雇用された。 ク v ディッ 使用者の当該労働者の雇用にいたるプロセスにおける行為が法的評価の対象とされた事案もある。 から使用者の反倫理的な業務行為の立証がある場合、 同社が競業避止契約を締結する前に、 ۲ ビュ 1 アンクリーン・ハンズであると評価し、 労働者側による、 p 1 社対カ ーター事件では、 約因の欠如であるとの主張は、 同社に雇用される前の使用者の元から当該労働者らを辞 当該労働者は競業避止契約締結後三年間 それらをしてアンク 同社の申立てを認めなかった。 すでに三年間の雇用 ) | | ン • 認めら ンズであると が継続して 雇 つまり裁 ħ 用された ts

場合が挙げられる さらに、 裁判所が非良心性の法理を認容する場合として、 使用者が労働条件あるいは労働環境を一方的に変更した

ろが が顧 S) 使用者は後になって、 客との契約を取り付けるごとに彼に支払われる約束であった高額の手数料と明らかに関連づけられ エ ۲, 1 ワ ムズ・マ 1 ズ は 同業他社に = ュ フ 7 ク エドワー 転職 .チュアリング社対エドワーズ事件では、(図) した。 ・ズが 使用 他の顧客との契約をとってこないかぎりこれらの金員を支払わないとしたた 者 は 彼との間に締結されていた競業避止契約違反の旨 労働者が書面上負っていた競業避止 をも てい 義務 ば 彼 īĿ.

B

及び

損害賠償を請求した。

ミズ

]

リ州控訴審裁判所は、

会社側の契約違反を指摘し、

この違反はア

ン

クリ

Ì

ンズに当たるとして、使用者である会社の控訴を棄却した。 (②)

他のセールスマン投入を中止し、すでに投入した他の社員は引き上げることを約束した。フレイザーが同社にとどま が会社にこの行為を辞めなければ辞職すると申し入れると、会社はフレイザーの同社残留と引換にこれら同地域への た競業避止契約を締結したが、三か月後になって会社は彼の営業地域に他のセールスマンを投入した。 ナショナル・ケムサーチ社対フレイザー事件では、 セールスマンのフレイザーが雇用契約とセット フレ イザー されて

会社は再び他の社員と競合させたので、彼は退職し同業他社に転職、本件競業避止契約に基づき訴えられた。

るとし<sup>[25</sup> されるか。この点は大いに議論の余地のあるところであると思うが、使用者の行為が不合理な強制を加えるものであ 方的な労働条件の変更を指摘し得る手がかりとなる明示的な契約条項がなかった場合には、 テキサス州控訴審裁判所は、 以上の裁判例は、 当該事案において問題とされた広義の労働条件の変更が明確な事案であった。しかしながら、一 同社の行為がフレイザーとの間に締結した契約に違反し、アンクリーン・ハンズに当た 使用者の行為はどう評価

3 使用者による反倫理的行為の強制

使用者が労働者に対し、

った場合、それは非良心的あるいは不誠意と認められることとなろう。

されるであろうか。 その行為を拒否した労働者は解雇されるおそれがある。この場合の、雇用契約終了後の競業避止義務はどのように解

労働者が受け入れ難い何らかの反倫理的と思われる行為をするよう求めた場合、

止契約を締結していたため、 者がこれを拒否し、 ノース・パシフィ 同社を辞職した後同業他社に転職した。 ック・ランバー社対オリバー事件では、 (B) 本件契約に基づき前使用者から訴えられた。 使用者会社によって違法な電話の盗聴を命ぜられた労働 彼は前使用者たるノース・パシフィ オレゴン州最高裁は、 労働者に求められた ッ クとの 間に競業避

為があったとして、

この契約の取消を主張した

決は、

労働者を at-will の契約の下で解雇したことは有効としたものの、

労働者に求めることは、不当であると解されたのである。 働者に要求した行為) 反倫理的行為は、 結果として彼の辞職を正当化するものと評価した。 によって労働者の退職という結果を生じさせた使用者が、 これも、非良心性の法理が問題とされた例であろう。 つまり、 その事実に基づいて競業避止義務を前 自己の反倫理的行為 (あるいはそれを労

### \* 不誠意 (bad faith)

誠意の概念を一義的に定義することは容易ではない。 例では不誠意による行為は相手方の正当な期待を害するとされる。また、 における誠意を定義して、取引における合理的な商業上の公正取扱の規則であるという。しかしこれらによって、不 述したようにサマーズ教授によれば、 誠意とは不正直であることよりも広い概念であり、 統一商法典第二一一〇三条では、 かつまた、 多くの 商事事件

それ以前から彼に転社を勧めていたセキュリティ・サービス社へ移った。セキュリティ社はプリーストに対し、 契約終了後の競業避止契約をたてに、 後四か月半経過したところ被告を解雇し、 る契約を取り付けたが、その約六割はアメリカン社の顧客であった。 アメリ あった被告は当初アメリカン・クリア社に雇用されていた。 論点の一つとなった事案を検討する。セキュリティ・サービス社対プリースト事件では、(図) 止契約をめぐる事案において用いられるようになってきている。では、(③) 当初雇用契約において、この概念は不当解雇をめぐる事案において用いられた。次いで現在では、 カン社の顧客を勧誘するよう求め、 被告の再就職を差止めしようとした。これに対し被告は、 彼はそれに従った。 しかも被告との間に締結していたダラス及び隣接郡に しかしその後、 彼は、 ところが原告セキュリティ社は、 同社の会計上一か月当たり約三七〇〇ドルに上 競業避止義務をめぐる裁判例から、 同社がアイオワへの転勤を命じたため、 セールス・マネージャーで 原告に非良心的 おける一 労働者の競業避 雇用契約締 間 不誠意が 0 元の な行

雇用期間があまりに短か

9

たことを取

扱うべきであるとする意見もある。

とを認めなかった。 り上げて、競業避止義務に相対する有効な約因が使用者には存しないとして、当該義務を労働者に対して強制するこ 判決は約因法理を用いて結論づけたのに対し、学説には、これはむしろ不誠意の問題として取り

ズによる、誠意のある行為が求められているということである。 えることは当然である。裁判例から窺えることは、 このように雇用契約締結中に競業避止契約が結ばれた場合には、労働者と使用者は双方とも自己の利益の追及を考 継続的契約関係における両当事者に、良心的で、クリーン・ハン

- (S) Leibman & Nathan, supra note 70, at 1548
- (3) G. D. Schaber & C. D. Rohwer, Contracts in a nutshell § 119 (1990)
- を認めるときに、用いられる。See, Id. 契約の履行時のみならず、契約締結にいたる交渉段階にも認定されており、非良心性の内でも特に手続的非良心性(後掲注版) 約締結後に契約を履行あるいは強制する際に用いられる概念であるという。但し、不誠意の法理は、多くの裁判所によって、 は、契約の履行時ではなく、契約の成立に係る。これに対し、例えば契約締結の結果生ずる誠意(good faith)義務とは、 訴訟上これらの法理はそれぞれ相異なる主張の仕方として現れるという。すなわち、非良心性等の概念が問題とされるの
- J. White & R. Summers, Handbook of the Law Under Uniform Commercial Code 151. (2d ed. 1980)
- Leff, Unconscionability and the Code The Emperor's New Clause, 115 U. Pa. L. Rev. 485, at 487 (1967)
- 的契約論」早大院法研論集三九号(昭六一)等を参照。 おける非良心性に関する一考察」『内田力蔵古希記念論集・現代イギリス法』(昭五四)。吉田和夫「イギリスにおける非 良 心 イギリスにおける非良心性の概念の発展及び、それに関する判例・学説の検討については、及川光明「イギリス契約法に
- & Wilde, Intervening in Markets on the Basis of Imperfect Information: A Legal and Economic Analysis 127 U. Pa and the Crowd - Consumers and the Common Law Tradition, 31 U. Pitt. L. Rev. 349 (1970), Leff, supra note 96. Schwartz ் See, E, g., Epstein, Unconscionability: A Critical Reappraisal, 18 J. L. & Econ, 293 (1975). Left, Unconscionability 現在でもこの非良心性の概念について、これを契約自由の原則を修正する例外的法理として扱うことに反対する論稿も多

### L. Rev. 630 (1979)

- が、非良心性判断の基礎となるが、エクイティの下では、契約締結後の非良心的行為をも判断材料とする。それ故、競業避止 契約をめぐる事件においては、エクイティに基づく法律構成の方が、労働者にとっては有用であるということができよう。 J. CALAMARI & J. PERILLO, suprs note 36, at 318-19. 一般的には、契約時における契約条件等が非良心的であること
- scionability Problems, 117 U. Pa. L. Rev. 931 (1969) Speidel, Unconscionability, Assent and Consumer Protection, 31 U. Rev. 640 (1982). Ellinghaus, In Defense of Unconscionability, 78 Yale L. J. 757 (1969). Spanogle, Jr., Analyzing Uncon Pitt. L. Rev. 359 (1969) - A Changing Concept, 43 Fordham L. Rev. 341 (1974). Eisenberg, The Principales of Consideration, 67 Cornell L 前掲注(88)に対して、契約自由をこの法理によって修正する裁判所の立場を擁護する論文も多い。Calamari, Duty to Read

About Freedom of Contract, 43 Colum. L. Rev. 629, at 641-42 (1943). してくれるという幻影を、助長するだけであるという指摘もある。See, Kessler, Contracts of Adhension – Some Thoughts この中には、契約とは有効な事実の集合であると考えるかつての仕方では、"法"は契約自由の原則の濫用から公衆を 保護

Law of Contracts, 92 Yale L. J. 763, at 765 (1983). 同様に現在では、「公正」といった伝統的ではない約因も考えられるとする主張も ある。Kronman, Paternalism and

- (回) See, U.C.C. § 2-302 official comment (1977). より正確にいえば、不公正な不意打ちと選択の余地の無い強制はどちらも 36, at 325 圧制的な効果を生じさせる。これら二つの要素は相互に影響しあうと指摘されている。J. Calamari & J. Perillo, supra note
- (⑫) この著名な分類は、Leff, supra note 96, at 487.
- (≅) J. White & R. Summers, supra note 95, at 150.
- 104 は不誠意の概念については、前掲拙稿第二節"誠意・公正取扱理論"、及び詳しくは同論文中の注(41)~(45)を参照された 米法系の中で生み出されたものであって、その歴史的相異を表出するため、今後は不誠意と訳出することにする。誠意あるい であるとはいえないと解されている。但し「誠実」の概念が大陸法系の中で生み出されたものであるのに対し、この概念は英 出した。この概念を単一的に定義づけることは困難であり、しかもこの概念は、 ここでは不誠意と訳出する。かつて筆者は、拙稿、前掲注(33)「誠意義務」においてこの概念を取り上げ、不誠実と 訳 完全に誠意(good faith)概念と対応する語

Code, 54 Va. L. Rev. 195 (1968). 等。 Rev. 369 (1980). Summers, "Good Faith in General Contract Law and the Sales Provisions of the Uniform Commercial 参考論文としては、Burton, Breach of Contract and the Common Law Duty to Perform in Good Faith, 94 Harv. L.

- (当) Summers, Id. at 201-3. See, also, Summers, The General Duty of Good Faith Its Recognition and Conceptualization.
- 展したが、論者によっては、これを抗弁の問題ではなくあくまでパブリック・ポリシーの問題であるとするものもある。See, 当事者がそれを信じたという立証なしに、一方当事者の権利主張を阻むものである。この法理もエクイティ裁判所において発 方の保護のため、表示した事実に反する主張を禁止する原則である。アンクリーン・ハンズの法理は禁反言とは異なり、他方 67 CORNELL L. REV. 810 (1982) 禁反言とは、契約の一方当事者が何らかの行為によってある事実の存在を表示した場合には、それを信じて行為した相手
- での特殊事情に関連する不当な行為について見いだされるものであるとされる。See, W. de Huniak, Id. at 39-40 アンクリーン・ハンズの法理は、当事者の行為が「詐欺」によると判断された事案とは区別される。同法理は、 雇用契約の例ではないが、E. g., New York Football Giants, Inc. v. Los Angeles Chargers Football Club, Inc., 291 F.

W. de Huniak, Handbook of Modern Equity 39 (1956).

(堂) Leibman & Nathan, supra note 70, at 1551.

2d 471 (5th Cir. 1961).

- (≦) J. Calamari & J. Perillo, supra note 36, at
- $\widehat{\mathbb{I}}$ American Food Management, Inc. v. Henson, 434 N. E. 2d 59 (III. App. 1982).
- $(\cong)$  Id., at 61.
- $(\stackrel{\sim}{=})$  Id., at 63.
- 114 E. g., McRand, Inc. v. Van Beelen, 486 N. E. 2d 1306, at 1313 (III. App. 1985).
- (≦) Leibman & Nathan, supra note 70, 1552-53.
- (16) 拙稿、前掲注 (12) 参照。
- (三) Tasco. Inc. v. Winkel, 281 N. W. 2d 280 (Iowa 1979)
- i) Id., at 281
- ) Leibman & Nathan, supra note 70, at 1555

- 120 American Credit Bureau, Inc. v. Carter, 462 P. 2d 838 (Ariz. 1969).
- 121 被告の競業避止契約との因果関係が問題とされた。 E.g., Mantek Div. of NCH Corp. v. Share Corp., 780 F. 2d 702, at 707 (7th Cir. 1986). 原告の商業上の金銭贈与と、
- 122 Forms Mfg., Inc. v. Edwards, 705 S. W. 2d 67 (Mo. Ct. App. 1985)
- 123 Id., at 69-70
- 124 National Chemsearch Corp. v. Frazier, 488 S. W. 2d 545 (Tex. Ct. App. 1972)
- 125 Id., at 548.

128

Summers, supra note 104, at 263.

- North Pacific Lumber Co. v. Oliver, 596 P. 2d 931 (Or. 1979)
- 127 126 Id. at 943.
- 130 六一)を参照。 拙稿、前掲注(33)「誠意義務」参照。

という不法行為(Tort of Bad Faith Breach of Contract)—契約を破る自由の例外—」学習院大法学部研究年報二一号(昭

一般契約理論において、この不誠意(bad faith) 概念がどのように発展したかについては、樋口則雄『不誠実な契約違反

- 131 Security Services, Inc. v. Priest, 507 S. W. 2d 592 (Tex. Ct. App. 1974).
- 132 Leibman & Nathan, supra note 70, at 1559.
- Id., at 1560

#### 五 結語

社会的公正さの法理について考察した。契約の成立について、その適用面からの修正を加えることによって、 が社会的公正を判断に取り込もうとしている様子が窺えるものと思う。取り上げた事案では、前使用者から竸業避止 以上、 労働者が負うところの雇用契約終了後の競業避止義務をめぐる事案から、現代アメリカ契約理論が求める、 裁判所

する手段として、これらの法理の活用を試みている。ここに、

義務の履行を求められた労働者が、その契約関係の基礎となった交渉力の不均衡を廃し、法的に自己の正当性を主張

あ<sub>。</sub> る。 8 ものであるという主張を生み出す。 が当事者間の約束あるいは合意に拘束されるものでなく、公正としての正義に基づく信頼の保護の見地からなされる 正義を保とうとするものであると指摘されている。このような社会的思潮のもとでは、契約の具体的解釈は、すべて(ミミ) あるいは集合的ポリシー (collective policy) と呼ばれる、社会的視点から全体としての公正さを担保することによって 方向を志向しているということができよう。その方向は、契約自由の原則よりも、 ポリシーの一面を、見ることができよう。 権を行使している状況が存することは、筆者が前稿で検討したとおりである。一方では約因の欠如を主張することに 応が必要とされる。 継続的契約関係においては、 しかしながら現在では、 他方では、本稿で検討した数々の一般条項ともいうべき実質的修正の法理によって、現代の契約理論は新たな 英米契約法が、今でもなお交換的取引理論にその基礎をおいていることは、 約因法理そのものも変容し、実質的な不公正を回避するために、 契約の両当事者の間に特別の法的関係が生じ、 単なる一過性の取引の場とは別位 配分的正義 (distributive justice) 裁判所が一種の裁量 指摘されるところで |の対

については、検討すべき課題が多い。 た社会的正義を求めこれを法解釈に取り入れようとする現代的思潮と相まって、どのように関連しまた進展するのか に取り込まれるべきであるのか、 しかも雇用契約においては、その特質から契約当事者の立場が対等とはいえず、 常に考慮されなければならない。そこに見受けられる雇用契約の特殊性が、 そのことが契約の解釈にどのよう 前述し

に理論的修正を加えられ発展してきたかについて検討することは、 一九世紀の半ばを過ぎて、 契約として確立したとされる雇用契約が、 わが国をも含めた大陸法系の諸国との比較の上で 二〇世紀の社会の進展の中でどのよう

社会的視点から捉えられる新しい形でのパブリッ

の中で、 念についても、自ずから相違が存在することは明かであろう。しかしながら、 は、 約と労働契約のメルクマールとして、「従属性」という概念を用いている。もちろん、 大陸法系と 英米法系との間 る 、味深いものがある。 法体系自体の相違が存在する。したがって、労働者あるいは、使用者が負っていると解される契約上の 傭契約」 両法系が、 とは異なる観点から把えた「労働契約」という、 その適用面において、ある意味で非常に似かよった対応をなすこともまた事実である。 大陸法系の諸国は、 使用者と労働者の間の労務提供に関する契約について、 新しい概念を用いるようになった。そして、 同じ現代社会における類似の 初期市民法にお 義務の 経済状況 雇用 概

ては、 させて、二〇世紀初頭における法理転換の検討をする予定である のような「雇用契約」 使用者との間の関係を、 念については、 紀初頭までに確立された契約法理は、このような現代社会の要請によって、様々に修正される。 用契約の理解そのままではない。つまり、英米法系の諸国においては、 英米法系の諸国では、近代社会において創り上げられた雇用契約 (contract of employment) を、 そのまま用いている。しかしながら、英米法系の諸国における、 大陸法系の諸国と似かよった修正がなされている場合が多い。 概念の修正がどのような社会的背景の下で生み出されてきたのか、 単に対等な立場にある人格として設定することでは解決のつかない問題が存在する。 用語上は労働契約の語を用いないが、 雇用契約に対する理解の仕方は、 英米法系の諸国においても、 経済的 次稿においては、 法制度上の用 ・社会的変化と関連 か 労働者と つての雇 二〇世 その概

- (母) 前掲注(11)~(15) を参照
- 135 J. 472 (1980) Private Law Adjudication, 89 HARV L. Rev. 1685 (1976). Kronman, Contract Law and Distributive Justice, 89 Yale Braucher, Freedom of Contract and the Second Restatement, 78 YALE L. J. 598 (1969). Kennedy, Form and Substance
- 136 「本研究は、平成四年度慶應義塾大学学事振興資金の助成を受けて行なわれた。記して感謝申し上げる。」 G. GILMORE, supra note 11, at 35-53. P.S. ATIYAH, supra note 3, at 764-78